

仙台市立病院一般情報系ネットワーク
更新に伴う機器の調達仕様書

仙台市立病院

1 目的

本調達は、令和 7 年度に保守終了となる仙台市立病院内の一般情報系ネットワーク用機器を更新するため、既存機器を納入機器と入れ替えるものである。

2 本調達の範囲

(1) 納入機器

納入機器の品目及び数量は以下のとおりする。

なお、仕様は「別紙 1 機器仕様書」の項目を全て満たすものを納入することとし、納入完了後 5 年以上保守対応可能なものを選定すること。

項番	品目	数量
1	L3 スイッチ	2 台
2	アクセススイッチ(24 ポート)	53 台
3	アクセススイッチ(48 ポート)	6 台
4	PoE スイッチ(24 ポート)	5 台
5	PoE スイッチ(48 ポート)	1 台
6	ルーター	1 台
7	ネットワーク監視サーバー	1 台
8	ネットワーク監視サーバー用 UPS	1 台

(2) 納入場所

仙台市立病院（仙台市太白区あすと長町一丁目 1 番 1 号）

(3) 付帯作業

付帯作業は、プロジェクト管理、設計・導入、保守とする。

なお、本調達に係るスケジュールは、以下を想定しており、「3 付帯作業の詳細」を参照のうえ、納入機器を導入し、安定稼働するよう作業を行うこと。

項番	名称	時期または期間
1	プロジェクト管理	契約締結～令和 8 年 3 月
2	設計	令和 7 年 6 月～令和 7 年 10 月
3	導入	令和 7 年 11 月
4	保守	令和 7 年 12 月～令和 8 年 3 月

3 付帯作業の詳細

(1) プロジェクト管理

受注者は、納入機器の安定稼働のために必要となる作業等を洗い出し、プロジェクト計画書としてまとめ、発注者の承認を得ながら、適切にプロジェクト管理をすること。また、プロジェクト計画書等に表示されたドキュメントについても同様に、発注者の承認を得ること。

(2) 設計・導入

- ① 機器構成及び IP アドレス体系等の設定は、既存環境の踏襲を基本とすること。

なお、既存環境については、「別紙 2 物理構成図」及び「別紙 3 論理構成図」を参照すること。

- ② 既存機器の一部を継続使用するため、当該使用を考慮した設定をすることとし、継続使用する既存機器については、「別紙 4 納入機器及び既存機器一覧」を参照すること。

なお、既存機器に設定変更の必要が生じる場合は、発注者と協議の上、受注者が責任を持って対応すること。

- ③ 納入機器については、オンプレミス構成とし、すべての機器を当院内に設置すること。

- ④ 納入機器については、現行のラックキャビネット及び既存光ケーブル等を継続使用するものとし、既存機器との入替、既存光ケーブル等との接続等を行い設置すること。

- ⑤ 納入機器の導入等の作業を行う際に、既存ネットワークを停止する必要がある場合は、事前に発注者と協議し、停止時間を最小限に留める策を講じ、計画的に実施すること。また、既存ネットワーク再稼働の際には、正常に稼働していることを発注者と確認すること。

(3) 保守

導入後、令和 8 年 3 月までの納入機器の保守については、以下を基本とする。

なお、令和 8 年 4 月以降の保守は、必要に応じて別途、発注する予定である。

- ① 保守対応・障害受付

ア 保守対応に必要なネットワーク情報（コンフィグ、バージョン、ライセンス情報、ネットワーク構成等）を適切に管理保管し、迅速かつ正確な保守対応を実施すること。

イ 障害受付は、全ての対象機器について一元的に実施すること。また、受付は 24 時間 365 日で実施すること。

ウ 障害発生時は、受付から復旧まで当院のネットワークを把握したものが担当にあたり、一元窓口で指揮を執る体制を設けること。

- ② 障害復旧

ア 障害を検知した場合は、速やかに発注者に第一報の報告を行い、障害の切り分け作業に着手のうえ、障害状況、障害機器及び障害範囲を特定すること。

イ 各種ツールの利用や必要に応じて現地訪問する等により、障害範囲、影響範囲及び解決方法に関する調査を行うこと。

ウ 障害調査の結果に基づき、機器の手配、交換、各種設定及び復旧確認等、障害復旧に必要な作業を実施すること。

なお、作業は平日 9 時 00 分から 17 時 00 分までの間を基本とするが、業務への影響が大きい障害であると発注者が判断する場合は、この限りではない。

エ 障害内容、状況及び経緯等を記録し、電話・電子メール及び書面にて発注者に障害報告を行うこと。

③ ライセンス管理等

ア 本調達に係る機器類の動作に必要なライセンスの更新等、必要な手続や作業及び管理等を発注者に代わり行うこと。

イ メーカーからの情報を収集・確認し、必要性を検討のうえ、セキュリティアップデートやバージョンアップ等を行うこと。

(4) 成果品

① 成果品は、日本語で記載し、書面（A4 判又は A3 判）及び電子データ（Microsoft Office 形式（これによりがたい場合は PDF 形式も可））により、期限までに提出すること。

② 提出した成果品に変更が生じた場合は、その都度提出すること。

③ 成果品一式の電子データは、本調達終了時に、CD-R 等に収録し、正副各 1 部を提出すること。

項番.	名称	記載内容	提出期限
1	プロジェクト計画書	作業体制（責任者、担当者等）、作業項目及びその実施時期等	契約締結後 10 日以内（土日祝日を除く）
2	要件定義書	システムに必要な機能や性能、業務要件	基本設計の着手前まで
3	基本設計書	ネットワーク機器・サーバー等に関する基本設計	詳細設計の着手前まで
5	詳細設計書	ネットワーク機器・サーバー等に関する詳細設計	機器設置の着手前まで
6	コンフィグファイル	TeraTerm 等で取得した設定情報	稼働開始前
7	運用手順書	運用するために必要な手順	稼働開始前
8	テスト仕様書兼報告書	単体テスト及び結合テストの仕様並びに各テストの結果	仕様書部分は各テストの着手前まで 報告書部分は各テスト終了後速やかに
9	保守体制表	安定稼働に必要な保守体制	保守開始前
10	保守対応状況報告書	保守対応状況及びデータ消去状況等	対応の都度

4 行政情報・個人情報の保護及び管理

- ① 法令、仙台市の条例・規則及び仙台市行政情報セキュリティポリシー等の各規程を遵守すること。

※ 「仙台市行政情報セキュリティポリシー」は、以下の URL を参照すること。

<https://www.city.sendai.jp/security/shise/security/security/mokuji/index.html>

- ① 行政情報の取扱いにあたり、別記「行政情報の取扱いに関する特記仕様書」の規定を遵守すること。さらに、個人情報の保護に関し、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」の規程を遵守すること。
- ② 作業遂行中にセキュリティ上の脅威を発見した場合は、速やかに発注者に報告すること。
- ③ 受注者は、発注者から借り受けた資料等について、適正に管理し、当該資料等の利用目的が終了した場合に、速やかに返却すること。
なお、万が一資料等を破損、汚損、又は紛失した場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従うこと。

5 その他

- ① 受注者は、納入機器の導入及び導入後の安定稼働に際して、他の事業者との協力が必要な場合、相互に協力しながら作業を進めるものとする。
なお、事業者間の会議等を開催した場合は、その内容を議事録として会議等終了後、速やかに発注者に報告すること。
- ② 受注者は、本調達における作業責任者を選任すること。作業責任者は、作業従事者の指揮監督を行うとともに、作業の遂行について発注者との連絡調整を行うこと。
- ③ 本調達に際し当院に立ち入るときは、常時写真入りの名札を着用し、身分を明らかにすること。
- ④ 庁舎施設の使用及び本調達の遂行にあたっては、仙台市の環境マネジメントシステムである「仙台市環境行動計画」の運用に協力し、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど、環境への影響に配慮し行うこと。
※ 「仙台市環境行動計画」は、以下の URL を参照すること。
<https://www.city.sendai.jp/kankyo-chose/koudoukeikaku.html>
- ⑤ 機器の搬入・設置の際に生じた梱包材・廃材の処分は受注者の負担において適切に処理すること。
- ⑥ 本調達に係る作業時間は、原則として平日の 9 時 00 分から 17 時 00 分までの間とする。ただし、やむを得ない事情により土曜、日曜、祝日及び時間外の作業を行う場合は、発注者と十分に協議を行い、その上で決定すること。
- ⑦ この契約により作成される成果物の著作権等に係る取扱いは、以下のとおりとする。
ア 受注者は、この契約により作成される成果物等の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を成果物等の引

き渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。また、受注者は、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。

イ 受注者は、発注者に対し、成果物等が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。また、成果物等について第三者から著作権その他の権利の侵害等の主張があったときは、受注者はその責任においてこれを対処するものとし、損害賠償等の義務が生じたときは、受注者がその全責任を負うものとする。

⑧ 本仕様書に記載のない事項であっても、社会通念上必要とされる事項は、本調達の範囲内とし、発注者に確認のうえ、適切に実施すること。